

群馬大学医学部附属病院病理部規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 17. 4. 1 平成 19. 4. 1

平成 20. 4. 1 平成 23. 4. 1

平成 26. 4. 1 平成 30. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院病理部（以下「病理部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 病理部は病院内の病理学的診断を実施し、病理診断学の進歩と業務の迅速化・効率化を図るとともに、病理診断学に関する教育と研究を遂行し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 病理部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 病理解剖に関すること。
- (2) 手術・生検材料の病理組織診断に関すること。
- (3) 外科手術中の迅速組織診断に関すること。
- (4) 細胞診断に関すること。
- (5) 病理診断学の教育・研究及び研修に関すること。
- (6) 病理部の管理・運営に関すること。
- (7) その他病理の業務に関すること。

(職 員)

第4条 病理部に部長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 病理部副部長
- (2) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち病理部の担当を命ぜられた者
- (3) 医療技術職員
- (4) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 病理部の運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院病理部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病理部長
- (2) 病理部副部長
- (3) 臨床主任会議から選出された診療科長 2人
- (4) 医学系研究科の病態病理学及び病理診断学の専攻分野の担当を命ぜられた教授及び准教授又は講師

- (5) 保健学研究科生体情報検査科学講座教授 1 人
 - (6) 関係診療科から選出された教員 各 1 人
 - (7) 検査部長
 - (8) 検査部副部長
 - (9) 手術部長
 - (10) 看護部長
 - (11) 医事課から選出された者 1 人
- (任 期)

第 7 条 前条第 3 号から第 6 号及び第 11 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第 8 条 委員会に委員長を置き、病理部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、病理部副部長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第 10 条 委員会に、具体的事項を検討させるため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(報 告)

第 11 条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第 12 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。